

2月 上水道休日・夜間緊急時修繕工事当番表 ※ 工事費用(基本料金5,000円+材料費及び工賃)は個人負担です。
 ※ 始良市では、上記緊急時修繕は旧町区域内の管工事組合が行います。

始良地区

2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
当番店	ふるさわ	本田工業	あいら工	荻田建設	北野設備	サンスイ	城間設備	田口設備	ニノカタ	原田設備	福水工業	ふるさわ	本田工業	あいら工	荻田建設	北野設備	サンスイ	城間設備	田口設備	ニノカタ	原田設備	福水工業	ふるさわ	本田工業	あいら工	荻田建設	北野設備	サンスイ

㈱あいら工業 始良市増田437-3 TEL 65-5277 Fax 65-5926	㈱福水工業 鹿児島市下伊敷2丁目31-14 TEL 099-220-5122 Fax 099-220-6521	ふるさわ設備 始良市平松7504 TEL 73-6798 Fax 73-6313	㈱荻田建設 始良市東餅田4150-2 TEL 67-2810 Fax 66-0414	㈱北野設備 始良市鍋倉140-1 TEL 55-1460 Fax 55-1461
㈱ニノカタ設備 始良市西餅田1970-12 TEL 65-4509 Fax 65-9072	サンスイ工業 始良市平松2059-1 TEL 65-0506	田上電気商会 始良市平松5277-1 TEL 65-0700 Fax 65-0700	㈱原田設備工業 始良市西餅田58 平日 TEL 67-2055 休日 TEL 090-9724-2048 Fax 67-2092	田口設備工業 始良市西宮島町22-15 TEL 65-1582 Fax 65-1582
㈱城間設備 始良市平松4201-1 TEL 65-5484	本田工業㈱ 始良市平松4600-1 TEL 66-2981 Fax 66-4650	日伸建設㈱ 始良市東餅田3777-1 TEL 55-8290 Fax 55-8291		

加治木地区

2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
当番店	鳥丸	沖	㈱ナカタマリ				岩澤	加治木ガス㈱				山藤	迫村工業㈱				第一	福永建設㈱										

吉川設備 始良市加治木町木田4749-4 TEL 62-2687	㈱加治木パイピング 始良市加治木町港町131-160 TEL 63-2480 Fax 62-6204	㈱鳥丸設備工業 始良市加治木町反土4-15-429 TEL 62-4233	迫村工業㈱ 始良市加治木町反土3246 TEL 63-1647	㈱ナカタマリ 始良市加治木町木田4242-6 TEL 63-2304 TEL 090-4585-5302
㈱大洋水道 始良市加治木町木田4605-16 TEL 63-4196	沖産業㈱ 始良市加治木町朝日町173-1 TEL 63-4832	第一建設㈱ 始良市加治木町朝日町2 TEL 63-4217 TEL 090-9607-1740 TEL 090-3604-7421	福永建設㈱ 始良市加治木町反土16-35 ② TEL 63-0400 ① TEL 080-8373-2721	㈱山藤建設 始良市加治木町本町3 TEL 090-9070-9080 TEL 080-1778-7211
㈱岩澤組 始良市加治木町新生町10-357 TEL 63-2131 TEL 090-8418-2131	加治木ガス㈱ 始良市加治木町港町131 TEL 63-3151 Fax 63-3867			

蒲生地区

2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
当番店	(株)上野建設				(有)川野建設				(株)川添建設				本田工業(株)															

本田工業(株)蒲生営業所 始良市蒲生町久末115-2 TEL 66-2981	㈱上野建設 始良市蒲生町米丸3418 TEL 52-0818	㈱川添建設 始良市蒲生町下久徳450 TEL 52-0876	㈱川野建設 始良市蒲生町下久徳2598 TEL 52-1045
---	---	---	--

- (注) 1. 土、日、祝日及び夜間の緊急修繕工事は、上記の管工事組合が行います。
 2. 土、日、祝日及び夜間の緊急修繕工事は、基本料金5,000円と材料費及び工賃が必要ですので、緊急時のみご依頼ください。
 3. 水道施設の新設、増設、改造等は、市指定給水装置工事事業者以外はできません。
 4. 家屋の改築、取壊し等される場合は、水道メーターの破損、紛失にご注意ください。
 5. 水道の休止、料金のお問い合わせの際は、水道のメーター検針票(お知らせ票)が領収書に記載してある需要家番号をお知らせください。
 6. 水道の開始届、休止届は事前にお知らせください。
 7. 水道メーターは、計量法で有効期間が8年と定められています。交換作業のご理解とご協力をお願いします。(原則無料)

問い合わせ先: 始良市上下水道お客さまセンター TEL 65-3450